

しものせき市民活動センター使用料の変更のお知らせ

令和元年10月1日からしものせき市民活動センターの使用料を変更します。変更の内容は次の表のとおりです。

会議室と附属設備のうちロッカーについては、指定管理者が使用許可を行った日を基準に、ロッカーを除く附属設備は、当該附属設備を使用する日を基準に、それぞれ使用料を算定します。

| 令和元年9月30日まで | | | | | 令和元年10月1日から | | | | |
|---|----------------|------------------|-------------------|--------|---|----------------|------------------|-------------------|--------|
| 1 会議室 | | | | | 1 会議室 | | | | |
| 区分 | 使用料 | | | | 区分 | 使用料 | | | |
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 追加料金 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 追加料金 |
| | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 1時間当たり | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 1時間当たり |
| 大会議室 | 920円 | 1,230円 | 1,230円 | 300円 | 大会議室 | 930円 | 1,250円 | 1,250円 | 310円 |
| 中会議室 | 610円 | 820円 | 820円 | 200円 | 中会議室 | 620円 | 830円 | 830円 | 210円 |
| 小会議室 | 300円 | 410円 | 410円 | 100円 | 小会議室 | 310円 | 410円 | 410円 | 100円 |
| 備考 | | | | | 備考 | | | | |
| 1 商品の宣伝、展示、販売その他営利を目的として使用する場合における使用料の額は、この表の規定により算定する額に200パーセントを乗じて得た額とする。 | | | | | 1 商品の宣伝、展示、販売その他営利を目的として使用する場合における使用料の額は、この表の規定により算定する額に200パーセントを乗じて得た額とする。 | | | | |
| 2 追加料金は、使用者が午前、午後及び夜間に定める時間の前後1時間を使用する場合に徴収する。 | | | | | 2 追加料金は、使用者が午前、午後及び夜間に定める時間の前後1時間を使用する場合に徴収する。 | | | | |

令和元年9月30日まで

2 附属設備

| 区分 | | 使用料 |
|-------------|--------------------------|----------------------|
| ロッカー | 大 | 1区画1月につき <u>200円</u> |
| | 小 | 1区画1月につき100円 |
| 印刷機 | | 製版1回につき100円 |
| | | 印刷100枚につき10円 |
| ポスタープリンター | 短辺594mmの大きさの用紙に印刷するとき | 長辺1mにつき <u>570円</u> |
| | 短辺420mmの大きさの用紙に印刷するとき | 長辺1mにつき <u>550円</u> |
| 複写機 | | 複写1枚につき10円 |
| 電子計算機用プリンター | 日本産業規格A列3番の大きさの用紙に印刷するとき | 1枚につき80円 |
| | 日本産業規格A列4番の大きさの用紙に印刷 | 1枚につき40円 |

令和元年10月1日から

2 附属設備

| 区分 | | 使用料 |
|-------------|--------------------------|----------------------|
| ロッカー | 大 | 1区画1月につき <u>210円</u> |
| | 小 | 1区画1月につき100円 |
| 印刷機 | | 製版1回につき100円 |
| | | 印刷100枚につき10円 |
| ポスタープリンター | 短辺594mmの大きさの用紙に印刷するとき | 長辺1mにつき <u>590円</u> |
| | 短辺420mmの大きさの用紙に印刷するとき | 長辺1mにつき <u>570円</u> |
| 複写機 | | 複写1枚につき10円 |
| 電子計算機用プリンター | 日本産業規格A列3番の大きさの用紙に印刷するとき | 1枚につき80円 |
| | 日本産業規格A列4番の大きさの用紙に印刷 | 1枚につき40円 |

| 令和元年9月30日まで | | | 令和元年10月1日から | | |
|--|------|--|--|------|--|
| | するとき | | | するとき | |
| 備考 | | | 備考 | | |
| <p>1 ロッカーの使用期間は、暦に従って計算し、その期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間及び当該端数の期間を1月とする。</p> <p>2 用紙の両面に印刷し、又は複写するときは、片面を1枚として計算する。</p> <p>3 印刷機で使用する用紙は、当該印刷機を使用する者が持ち込むものとする。</p> <p>4 印刷機の使用において、印刷枚数が100枚未満であるとき、又は印刷枚数に100枚未満の端数があるときは、当該100枚未満の印刷枚数及び当該端数の印刷枚数を100枚とする。</p> <p>5 ポスタープリンターの使用において、用紙の長辺の使用量が1メートル未満であるとき、又は用紙の長辺の使用量に1メートル未満の端数があるときは、当該1メートル未満の使用量及び当該端数の使用量を1メートルとする。</p> | | | <p>1 ロッカーの使用期間は、暦に従って計算し、その期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間及び当該端数の期間を1月とする。</p> <p>2 用紙の両面に印刷し、又は複写するときは、片面を1枚として計算する。</p> <p>3 印刷機で使用する用紙は、当該印刷機を使用する者が持ち込むものとする。</p> <p>4 印刷機の使用において、印刷枚数が100枚未満であるとき、又は印刷枚数に100枚未満の端数があるときは、当該100枚未満の印刷枚数及び当該端数の印刷枚数を100枚とする。</p> <p>5 ポスタープリンターの使用において、用紙の長辺の使用量が1メートル未満であるとき、又は用紙の長辺の使用量に1メートル未満の端数があるときは、当該1メートル未満の使用量及び当該端数の使用量を1メートルとする。</p> | | |

お問合せ先

下関市 市民部 まちづくり政策課 市民活動係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL:083-231-1830 / FAX:083-231-1809